

地方独立行政法人宮城県立こども病院カーテンクリーニング業務委託仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「甲」という。）が委託するカーテンクリーニング業務について、衛生的かつ安全な病院環境の整備を目的としてその仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は誠実に業務を実施するものとする。

1 業務名

地方独立行政法人宮城県立こども病院カーテンクリーニング業務

2 履行場所

宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院

3 履行期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4 乙が具備すべき基本条件

- (1) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第9条第14項の各号に定める基準を満たし、一般財団法人医療関連サービスマーク振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「寝具類洗濯」の認定を受けている者であること。
- (2) 「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知（以下「通知」という。）に定める衛生基準に従い適正に処理をすること。
- (3) 上記（1）及び（2）の基準を満たす自社の洗濯施設を宮城県内に有すること。

5 業務の概要

- (1) 契約期間内の洗濯回数は1回とする。
- (2) 洗濯が必要なカーテンの一覧は内訳書のとおりとする。
- (3) 乙は、作業前にスケジュール表を甲に提出し、状況に応じて作業の調整を行うこと。
- (4) 乙は、カーテン回収時の取り外し及び納品時の取り付けを行うこと。
- (5) 乙は、洗濯するカーテンと同等サイズの代替えのカーテン（レースカーテンは除いても可）を準備し、洗濯している間はその部屋に取り付けること。
- (6) 乙は、回収したカーテンは2週間以内に納品すること。
- (7) 乙は、洗濯によるほつれなどが確認された場合、修理・補修をすること。

6 現場責任者の配置

- (1) 委託業務の遂行及び指揮監督を行う現場責任者を配置すること。
- (2) 業務上の問題事項が生じたときは、直ちに甲に報告し、解決策を協議すること。

7 作業員の管理

- (1) 従業員には清潔な作業着を着用させ、作業を行うこと。
- (2) 従業員は、業務に専念し、業務に必要な場所に立ち入らないこと。また、患者及びその付添者等に配慮し作業を行うこと。

8 費用の負担区分等

洗濯物に破損が生じた場合には、乙において補修または交換するものとし、この場合に要する経費は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由により、洗濯物が滅失、破損したと認められる場合は、この限りではない。

9 その他

- (1) 乙は、常に傷病事故、火災その他の事故が発生することのないよう十分注意すること。
- (2) 乙は、甲の施設内において、事故や建物・設備の損傷を発見したときは、直ちに甲に報告すること。
- (3) 業務の実施に際し、甲の施設内において建物、設備、備品等を破損させたときは、直ちに甲に報告するとともに、その指示に従うこと。
- (4) 乙は、本契約終了後に乙以外のものが業務を受託することが明らかになった場合は、甲の求めに応じて、新しい受託者が業務を速やかに適正かつ円滑に実施することができるよう十分な配慮のもとに引継ぎを行うこと。
- (5) 仕様書に記載のない事項について疑義が発生した場合には、その都度甲乙協議の上、対応を決定すること。